

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ（平成30年度第1回）

日時 平成30年9月25日（火）10：00～11：36

場所 経済産業省本館地下2階講堂

開会

○吉田省エネルギー課長

皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会、平成30年度第1回の工場等判断基準ワーキンググループを開催させていただきます。

私は事務局を務めさせていただきます、資源エネルギー庁省エネルギー課長の吉田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日は今年度第1回でございますので、事務局を代表いたしまして一言ご挨拶をさせていただきます。

昨年度に引き続きまして、今年度も工場等判断基準ワーキンググループを開催させていただきます。本年7月3日に閣議決定をいたしました第5次エネルギー基本計画において、2030年度のエネルギーミックスの確実な実現に加えて、2050年に向けて温室効果ガス80%削減を目指してエネルギー転換、脱炭素化、これに挑戦していくという大きな方針が示されたところでございます。

この方針に基づき、今後ともさらに省エネ取組の促進を検討してまいります。今年度の本ワーキンググループにおいては、主に2点についてご審議をお願いしたいと考えております。

まず第1点は工場等判断基準に係る制度、特にベンチマーク制度について、対象業種の拡大を中心にご議論をいただきたいと考えております。これは昨年度もお願いいたしましたけれども、第三次産業を含めて、エネルギー使用で7割にまで拡大していくという方針で進めているところでございますが、本年度も準備を進めております。これについてご議論をお願いしたいと思っております。

それからもう1点、第2点目は省エネ法改正に伴う関係法令の整備であります。本ワーキンググループの上位の委員会であります省エネルギー小委員会の提言を踏まえまし

て、エネルギーミックスで掲げる2030年度の省エネ見通し5,030万キロリットルの進捗を加速させる観点から、省エネ法改正法案が先の国会において成立いたしましたして、6月13日に改正法が公布されております。

改正法では、事業者ごとの取組に加えて複数企業が連携した省エネ取組を促進する観点から、連携省エネルギー計画の認定制度、認定管理統括事業者制度等の新たな制度を設けることとしております。

今後、年内をめどに改正法を施行してまいります。施行に向けては関係法令等の整備を行う必要がありますので、委員の皆様、オブザーバーの皆様にご議論を頂戴したいと考えております。委員の皆様には、昨年度に引き続きまして大変お忙しいところご協力を賜ることになりますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、続きましてワーキンググループの座長の選任についてでございます。

ワーキンググループの座長の選任については、総合資源エネルギー調査会運営規定第13条第9項の規定により、省エネルギー小委員会の委員長が指名することになっております。本ワーキンググループの座長につきましては、既に小委員会の中上委員長のご指名により、千葉大学グランドフェローの川瀬貴晴先生にお引き受けいただいております。

それでは、川瀬座長から一言ご挨拶を賜りたいと思います。

よろしくお願いたします。

○川瀬座長

ただいまご紹介いただきました川瀬でございます。今、お話ありましたように、ご指名により昨年に続き座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

ただいま吉田課長から、このワーキングでの検討課題についてご説明がございましたが、本ワーキングは省エネ取組の判断基準となる工場等判断基準にかかわる制度設計について議論を行うということになっております。

特にベンチマーク制度については、平成30年度中に全エネルギー消費の7割をカバーするという目標のもとに今まで精力的に検討をしてまいりましたが、本年度は平成30年度ということで、その目標年度の年に当たることになります。

また、ベンチマーク制度は、省エネ法に位置づけられてからちょうど10年目になるので、そういった意味でもことしは大きな節目の年になります。

今まで12業種、16分野にこのベンチマーク制度が導入されてまいりましたが、皆様よくご存じのように、このベンチマーク制度というのは各業種の共通指標を設定して目標水準を示し、それによって各事業者の省エネ取組を促すということと、事業者がみずからの省エネ取組の水準を把

握しやすくすることでございましたが、その機能は有効に果たされてきたというふうに思っております。

今年度も引き続き、このベンチマーク制度の対象業種の拡大検討ということを中心に議論を進めたいと思っておりますので、委員の皆様、あるいはオブザーバーの皆様におきましては活発な議論をいただきたいと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

なお、本日は6月に公布されて年内施行が予定されています改正省エネ法と、その他関連法令についてご審議をいただく予定ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田省エネルギー課長

ありがとうございました。

次に委員のご紹介をさせていただきます。本日は初回ですので、本来ですと皆様から一言ずつご挨拶をいただくべきところですが、時間の都合上、私から委員名簿に沿ってご紹介をさせていただきます。委員名簿をごらんいただければと思います。

座長は、今ご挨拶いただきました千葉大学グランドフェローの川瀬貴晴様です。

それから、東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授、赤司泰義様。

慶應義塾大学理工学部システムデザイン工学科教授、伊香賀俊治様。本日はご欠席です。

東京海洋大学学術研究院海洋環境部門教授、亀谷茂樹様。

キャスターで千葉大学客員教授の木場弘子様。本日はご欠席でございます。

東京理科大学工学部機械工学科教授、佐々木信也様。

キャノングローバル戦略研究所上席研究員、杉山大志様。本日はご都合によるご欠席でございます。

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問、辰巳菊子様。

株式会社住環境計画研究所研究所長、鶴崎敬大様。

一般財団法人省エネルギーセンター理事の花形將司様。

エナジーコンシヤス代表・消費生活アドバイザー、山川文子様。

一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事の山下ゆかり様。

東京海洋大学学術研究院食品生産科学部門准教授の渡辺学様。本日もちょっとおくれておられますが、後ほどご到着だと思われま。

また、本日はオブザーバーとして関連の業界の方々にも多数ご参加をいただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。

石油連盟技術環境安全部長、三浦様。

一般社団法人セメント協会生産・環境部門リーダー、青木様。

電気事業連合会業務部副部長、狩野様。

一般社団法人電子情報技術産業協会環境部部长、布川様。

一般社団法人日本化学工業協会技術部部长、祖田様。

一般社団法人日本ガス協会エネルギーシステム部部长、高橋様。

一般社団法人日本自動車工業会工場環境部会部部长、服部様。

日本製紙連合会エネルギー小委員会委員長、藤井様。

一般社団法人日本鉄鋼連盟エネルギー技術委員会委員長、手塚様。

一般社団法人日本電機工業会環境部部长、堀井様。

一般社団法人日本ショッピングセンター協会常任参与、村上様。

一般社団法人日本ビルディング協会連合会参事役、金子様。

一般社団法人日本旅館協会参事、生形様。

一般社団法人不動産協会環境委員会委員長、鈴木様。

皆さん、活発なご議論をどうぞよろしくお願いいたします。

なお、本ワーキンググループはペーパーレスで実施をいたします。メインテーブルの皆様には配付している iPad で資料を閲覧いただければと思います。動作確認のため、iPad で例えば1資料が開けるかどうかご確認をいただければと思います。いかがでしょうか。

もし不具合等ございましたら、会議の途中でも結構ですので事務局までお知らせください。

それでは、ここからの議事の進行は川瀬座長にお願いしたいと思います。

川瀬座長、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、カメラ撮影等されている方がおられましたら、これから先はご遠慮ください。

よろしくお願いいたします。

(1) 議事の取扱い

○川瀬座長

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず初めに、本日の資料構成と議題1である議事の取り扱いに関して、事務局より説明をお願いいたします。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。資源エネルギー庁省エネルギー課課長補佐の吉川でございます。私のほうから、本日の資料構成と本ワーキンググループの議事の取り扱いについてご説明をさせていただきます。

まず、本日の資料構成でございますけれども、「配布資料一覧」に記載をされておりますとおり、議事次第、委員名簿、座席表、資料1から資料6、また本日、委員またはオブザーバーの皆様に関しましては、机の上に紙の資料といたしまして、中長期計画書の素案、定期報告書の素案、また連携省エネルギー計画の作成のための指針の素案、また連携省エネルギー計画の認定申請書、変更の申請書、また認定管理統括事業者に係る認定の申請書の素案、こちらを配付をさせていただいております。紙の資料がちょっと雑多で申しわけございませんけれども、こちらのほうがお手元にあるかどうかというのをご確認をいただければというふうに思います。もしお手元がないということであれば、会議の途中でも結構ですので、お声がけをいただければというふうに思います。

それでは資料の1番、本ワーキンググループの議事の取り扱い等についてということでご説明を申し上げます。

議事の取り扱い等について（案）。

- 1、本ワーキンググループは、原則として公開する。
- 2、配付資料は、原則として公開する。
- 3、議事要旨については、原則として会議終了後1週間以内に作成し、公開する。
- 4、議事録については、原則として会議終了後1カ月以内に作成し、公開する。
- 5、個別の事情に応じて、会議または資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。

以上でございます。

○川瀬座長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明のあった内容について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。なお、これ以降発言をご希望される方におかれましては、ネームプレートを立ててお知らせいただきたいと思います。資料1について何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特にないということで、議事の取り扱いについて、皆様に資料1のとおりご承諾いただいたということで扱いたいと思います。

（2）平成30年度工場等判断基準ワーキンググループの審議事項

○川瀬座長

それでは、議事の2でございます。

議題としては、平成30年度工場等判断基準ワーキンググループの審議事項ということになっております。

それでは、これについて事務局より説明をお願いいたします。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。引き続きまして資料の2番、工場等判断基準ワーキンググループの審議事項について（案）につきましてご説明を申し上げます。

1 ポツの開催の背景・趣旨につきまして、エネルギー情勢は時々刻々と変化し、前回の計画の策定以降、再生可能エネルギーの価格が世界では大幅に下がるなど大きな変化につながるうねりが見られるが、現段階で完璧なエネルギー源は存在しない。現状において、太陽光や風力など変動する再生可能エネルギーはディマンドコントロール、揚水、火力等を用いた調整が必要であり、それだけの完璧な脱炭素化は難しい。蓄電・水素と組み合わせればさらに有用となるが、発電コストの海外比での高どまりや系統制約等の課題がある。原子力は社会的信頼の獲得が道半ばであり、再生可能エネルギーの普及や自由化の中での原子力の開発もこれからである。化石資源は水素転換により脱炭素化が可能だが、これも開発途上である。4年前の計画策定時に想定した2030年段階での技術動向に本質的な変化はない。我が国は、まずは2030年の長期エネルギー需給見通し（平成27年7月経済産業省決定）の確実な実現に全力を挙げるという、本年7月に見直しが行われましたエネルギー基本計画におきましては、上記の考え方が示されたところでございますけれども、平成27年7月に策定をされましたエネルギーミックスにおきましては、石油危機後の20年と同等のエネルギー効率の改善、つまりはGDP当たりのエネルギー効率を35%程度改善をするという見通しを実現をして、平成42年度—2030年度ということになりますけれども—に対策前比で5,030万キロリットル—これは原油換算をしたもので—程度の省エネルギーを実現するという見通しが現段階では示されているというところでございます。

また、平成27年11月の「未来投資に向けた官民対話」における「製造業向けの産業トップランナー制度」、本ワーキンググループでは「ベンチマーク制度」と呼ばせていただいておりますが、こちらをこの平成27年度中に業務部門へ拡大をして、平成30年度以内に全産業のエネルギー消費の7割に拡大をするということの総理指示を受けまして、ベンチマーク制度の対象業種の拡大を初め、徹底的な省エネルギーの推進に向けた具体的施策が未来投資戦略2017にも位置づけられたということになってございます。

これらの状況を踏まえまして、エネルギーミックスにおける省エネルギー見通しというものを実現していくために必要となる工場等判断基準に係る所要の制度設計を審議するため、昨年度に引き続きまして本工場等判断基準ワーキンググループを開催をさせていただきたいというふうに

考えてございます。

次の2ページ目でございますが、審議事項といたしましては、先ほど座長及び課長のほうから説明がありましたけれども、本ワーキンググループにおきましては、特に先ほどの工場等判断基準の中で、早期に所要の措置を講じる必要がある以下の事項について審議をさせていただきたいというふうに考えてございます。

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正に伴う関係法令の整備ということで、こちらは政令、省令、告示、それぞれの関連法令の事項になってございます。

平成30年6月13日に公布をされましたエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の年内の施行に向けまして、関係法令の整備を行うことが必要である。そのため、複数事業者の連携等に係る必要な制度整備について検討を行いたいというふうに思っております。

こちらは本日ご議論させていただければというふうに考えてございます。

(2) ベンチマーク制度の対象業種の拡大。

こちらは省エネ法の告示事項でございます。

ベンチマーク制度を平成30年度中に全産業のエネルギー消費量の7割に拡大をするという目標の達成に向けて、今年度の工場等判断基準ワーキンググループにおきましては、官公庁及び学校、特に大学というところへの制度導入の検討を中心に審議を行わせていただきたいというふうに考えてございます。

また、そのほかにも、ベンチマーク制度は未導入の業種につきましても、省エネ意識というものを浸透させていくことが重要であるということの制度趣旨に鑑みまして、エネルギー消費原単位の改善状況が停滞傾向にあるなど、省エネ取組を一層促していくということが有効であると認められる業種についての制度導入に向けた検討を行わせていただきたいというふうに考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○川瀬座長

ありがとうございました。資料2に基づいて、本ワーキンググループの本年度の審議事項について、その背景と趣旨と具体的な審議事項—2つの審議事項がございますが—についてご説明がありました。何かこの内容について、ご意見等ございますでしょうか。ネームプレートを立ててお知らせ願いたいと思います。

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

すみません、すぐに反応しなくて。

今のベンチマーク制度のお話なんですけれども、今回、もちろん今年度は対象業種の拡大というところで進めるというのは了解です。

過去何年かやってきたんですけれども、例えばの場合は何か過去の認定、決めていく段階において、もう少し私の目線から言ったら厳しくできたんじゃないかと思えるようなものもあったかというふうになんか思ったりしているもので、実際にこう経過してきたこの年数の後で、いわゆるPDCAを回すみたいなの、過去に決めたけれどもどうだったのかというふうな、そういう観点でのお話し合いというのは今後あり得るのかどうかというのをちょっと伺いたい。すみません。

○川瀬座長

チェック、アクションのチェックですね。

いかがでしょう。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。

先ほど川瀬先生のほうからありましたとおり、このベンチマーク制度、省エネ法の体系に導入されてから10年たちましたので、今の制度が本当に有効に機能しているかどうかというところの検証も含めまして、今年度の審議の中では皆様にご議論いただければというふうに思いますので、そちらの資料のほうも、また次回以降ご用意させていただければというふうに考えております。

○川瀬座長

よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

既に対象業種としてベンチマーク制度が導入されている業種についても、導入状況を検討するというお話ですが、ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

(3) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の改正に伴う関係法令の整備に関する審議

○川瀬座長

次の議題に移りたいと思います。

議題の3となっております。タイトルは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正に伴う関係法令の整備に関する審議となっております。これに関する資料が、きょうは資料3から資料6まで4つの資料が用意されておりますので、この資料ごとに質疑を行うというようなことで進めさせていただきたいと思います。

それでは、最初の資料3について、事務局から説明をお願いいたします。

○吉川課長補佐

資料の3に基づきまして、事務局のほうから説明を差し上げます。申しわけありません。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律等についてということで、今回、6月13日に公布されまして年内の施行を目指しております法律の内容について、簡単に概説をさせていただきたいというふうに思います。

資料1 ページ目、おめくりいただければというふうに思います。

省エネ法の改正の概要というところで、第196回の通常国会、さきの国会におきまして、参考人質疑を含めて衆議院で3日、参議院で2日の審議を経まして、両院ともに全会一致ということで可決をいただきまして、6月6日に成立、6月13日に公布をされました省エネ法の改正法案につきまして、こちらは年内の施行を目指しているということになってございます。

その主な改正内容につきましては1から6の内容でございます。

連携省エネルギー計画の認定制度の創設ということ。

また、認定管理統括事業者制度の創設ということで、これは複数の企業、事業者の方々の連携というものを促していく観点からの措置になってございます。

また、3番の荷主の定義の見直し、4番の準荷主の位置づけというところにつきましては、本ワーキンググループの議論の対象外にはなるんですけども、貨物輸送分野に係るエネルギー使用の合理化というところを促していくという観点から措置をさせていただいた事項ということになってございます。

中長期計画の提出頻度の軽減というところにつきましても、省エネ取組の優良事業者の取組をさらに引き上げていくという観点から措置をさせていただきたいと考えている事項でございます。

6番、エネルギー管理士免状交付事務の外部委託ということで、こちらは行政のリソースというものをこの省エネ法の法執行等に集中をしていく観点から、この免状交付事務というものを外部委託できるようにするという措置を、今回措置をさせていただきました。

この1から6に係る事項に関しまして、後ろのページ以降で少し簡単にご説明さしあげられればというふうに思っています。

2ページ、3ページにつきましては、参考人質疑で省エネルギー小委員会、こちら、本ワーキンググループの上位の委員会でございます委員会のほうで委員長もしくは委員を務めていただいております先生方のほうに国会での参考人質疑をお願いしまして、皆様ご快諾をいただいてご対応いただいたということになってございます。

さまざまご議論を、有意義なご議論、プレゼンテーションいただきましたけれども、中上先生

に関しましては、この社会の実態に合わせた省エネルギー政策への転換というところが重要であるということとともに、今後普及してくるAI、IoTといった最新技術を使った省エネ取組の普及促進ということも重要であるということをご示唆いただきました。

また、矢野委員に関しましては、物流の専門家でございますので、今回の荷主の定義の見直しというところに関しましてプレゼンテーションいただいたということでございます。今回は、ネット通販というB to Cのところのエネルギー使用が増加してくるということの対応といたしまして、荷主の定義の見直し、また準荷主というところの位置づけを行わせていただいたということでございますが、特に一昨年来、宅配クライシスという問題も世の中で社会課題になっておりますけれども、そういったものへの対応というところにもなってくるかということで有意義なプレゼンテーションをいただきました。

田辺先生は建築の専門家でございますけれども、今回の法改正にかかわる事項全体を俯瞰してプレゼンテーションをいただきました。特に、今回のエネルギー消費の現在の日本の動向というところを契機として、この複数事業者の連携であったり荷主の定義の見直し、また先生のご専門であります住宅建築時の対策というところまで幅広く網羅をしてご説明いただきました。そちらにつきましては、また新しいこの再生可能エネルギー等のエネルギーというのが出てきている中で、そういったものも活用した新しい省エネの概念構築というのが重要ではないかというご示唆をいただきました。

4ページ目、5ページ目に移らせていただきますけれども、この法案審議の中で国会議員の先生方にいろいろご指摘を頂戴いたしまして、4ページ、5ページ、1から6までのご指摘事項を頂戴しました。

その中で、私どもがいろいろ国会答弁等でご議論を尽くさせていただいて、全会一致という形で皆様にご理解をいただいたということになってございますけれども、その国会議員の先生とのやりとり等も含めて、後ろのページでどのようなやりとりがあったのかということに対する、また、ご回答といいますか、こちらのほうの説明というところも含めて次のページ以降でご説明を差し上げられればと思います。

6ページ目につきましては、衆議院また参議院でこの法律に関する附帯決議というものが付されておりますので、こういったものも踏まえながら、今後、法改正の改正法案の施行、また運用というものに努めていきたいというふうに考えてございます。

7ページ目でございますが、最終エネルギー消費の動向というところで、全体のエネルギー消費の動向、また、それを各部門ごとに見たものということになってございます。全体としましては、2013年度というエネルギーミックスの基準年度から比べまして、2016年度時点で2,060万キロ

リットル程度、最終エネルギー消費というものが減少してきておりますので、かなり順調に減ってきているのではないかとご指摘を頂戴するのですが、それにはさまざまな要因がありまして、産業部門でのエネルギー多消費産業の生産活動が低調に推移していることであるとか、また、省エネ法の機器のトップランナー制度のようなものによる機器の効率の向上、また、外的な要因としましては気温要因ということで、比較的この2016年度までは暖冬、冷夏という気候的な、夏には冷房需要が減って、冬には暖房需要が減るとい、そういった気温要因が働いておりましたので、今年の夏は物すごく酷暑でございましたけれども、そういったところで、非常に外的な要因としてはこの省エネルギーに働く方向にあったのかなというふうに考えております。

そういった形で、家庭の機器効率の向上とともに冷暖房の需要が減少しているというところも見てとれるかと思えます。

運輸部門につきましては、乗用車の燃費向上というの、こういった最終エネルギー消費の動向に大きな影響を与えているかなというふうに思います。

8ページ目でございますけれども、政府、国が長期エネルギー需給見通しということで2013年度の最終エネルギー需要をどういうふうに持っていくかということで、政策的にどのように対策を講じて、どのような姿を描いているかというものになってございます。こちらにつきましては、2013年度から2030年度にかけて、経済成長を促しながら、その経済成長によってふえたエネルギーというものを引き続きの徹底した省エネルギーというものの対策を講じることによりまして、2030年度単年で、対策前比で5,030万キロリットルを減らすということで、各部門ごとに省エネルギー対策を積み上げながら、この5,030万キロリットルの削減を目指していこうというふうに考えてございます。

これは8ページ目の右側に書いていますとおり、非常に野心的な目標というふうに申し上げておりまして、1970年から90年にかけてのエネルギー効率の改善と同程度のエネルギー効率の改善を目指していくということで、非常に野心的であるというふうに私たちは考えてございます。

9ページ目でございますけれども、今、エネルギーミックスという5,030万キロリットルの省エネルギーの見通しを国として掲げておりますけれども、このうち2016年度時点では876万キロリットルということで、進捗率17.4%ということになってございます。先ほどの7ページ目にございました2,060万キロリットルというものの関係としましては、これは5,030万キロリットルという省エネ対策を積み上げたものの進捗状況ということになってございますので、先ほど2,060万キロリットルのところでご説明申し上げた、例えば外的な要因の暖冬、冷夏とか、そういったものの影響は入っておらず、このエネルギーミックスという高度な省エネルギー対策というものを積み上げていった5,030万キロリットルの進捗率ということになってございますので、この2,060万キ

ロリットルの内数がこの876万キロリットルということになってございます。

こちらを見ていただきますと、この赤の枠囲いをしたところにつきましては、なかなか省エネルギー対策が進んできていないところでございます。

青の印をつけたところも、この全体の進捗率に比べまして比較的進捗がおくれているところということになってございますけれども、赤の枠囲いをした①番、②番というところにつきましては、今回の改正法案で対応していくということにしております。

②番のところにつきましては、進捗率比較的良好でないかというご指摘を頂戴しますが、先ほど申し上げましたとおり、今後のB to C、ネット通販市場の成長というところを見込みますと、エネルギー消費が今後ふえていく部門であるということを見越しまして、予防的な対策といたしまして、今回、貨物輸送部門に関しましても省エネ法の改正によって措置を講じることになりました。

③、④、⑤につきましては、今回の改正法案で対応するものではないんですけれども、実際には建築物省エネ法であったり、予算措置であったり、税制の措置であったりというところで既に対策を講じているところということで、引き続きこちらにつきましても対策を講じていこうということで考えてございます。

10ページ目、11ページ目につきましては、少し見方を変えたものになっておりますので、これはご参考までということで見ていただければというふうに思います。

そして12ページ目でございますけれども、今回改正をさせていただいた内容の1つ目としまして、連携というところが1つキーワードになってございますけれども、その連携というところに着眼をしたもともとの契機といたしましては、現在の12ページ目に書いている左側の「事業者の原単位推移」というところを見ていただきますと、産業部門という工場、また、業務部門というオフィスビル、流通サービス業のところについて、近年、原単位が横ばい傾向になっている。

また、右側を見ていただきますと、省エネ法の定期報告をしていただいている方々を見ますと、原単位が前年度比で悪化をしている事業者さんが大体2割5分から3割、4割ぐらいいらっしゃるということになっておりますので、事業者単独ではなかなか省エネ余地というのを見出すのは難しいのではないかとということで、13ページ目、14ページ目の措置を講じさせていただくことにしました。

1つ目が連携省エネルギー計画の認定制度の創設ということでございますが、後ほどの説明にも出てきますので、ここは簡略化した説明になりますけれども、今、現行法につきましては、事業者ごとのエネルギー消費量に基づきまして評価をしております。

こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり、各事業者ごとのエネルギー消費原単位、エネ

ルギー生産性というのが停滞傾向にありますので、改正法におきましては、複数事業者で連携をしたときに、その複数事業者の間に生まれている省エネ量、省エネの効果というのを複数事業者の間で分配をして国のほうに報告をしていただいても結構ですという制度を設けることにしました。それがケース1、2、3ということで、いろいろなケースを想定しまして、この事業者ごとの現行法の評価から複数事業者への評価に移っていこうというふうに考えてございます。

14ページ目でございますけれども、14ページ目はある種グループ単位の省エネ取組ということで、これも複数のキーワードに入ってくるものでございますが、現行では左側の「現行法」というふうに書いてあるところの下を見ていただきますと、工場・事業場規制の場合につきましては、原油換算で1,500キロリットルというものを超えた事業者さんにつきましては、定期報告であったり中長期計画、また、エネルギー管理に関するエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者というものの選任義務というものがございます。

したがって、この1,500キロリットルを超えていच्छゃれば、このグループの中であっても、個々の会社ごとにこの省エネ法の義務を負っていただくということになってございますけれども、場合によっては、このグループ企業一体で省エネ取組というものを進めていच्छゃるようなグループ会社さんというのがありますので、そういった観点から、その省エネ法の義務というのを、例えばその筆頭の会社、私たちはそれを認定管理統括事業者という形で認定をすることにしてございますけれども、その認定管理統括事業者として認定をして、そちらに省エネ法の義務、例えば定期報告であったり中長期計画、またエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の選任義務というところを一括して、この親会社が子会社の分も引き受けて省エネ法の義務を負っていただくということによりまして、子会社ではその義務負担の軽減というところが行える。また、その義務負担の軽減によって子会社、このAとBにつきましては省エネ取組にリソースを割いていただく、現場の創意工夫に人、物、金を割いていただくということにさせていただければというふうに考えてございます。

下のほうに省エネ法の義務が書いてありまして、現行法から改正法に変わりますとそれらが一体的に行えますということが説明に書いてございます。

15ページ目、16ページ目、17ページ目につきましては運輸部門に関する改正ですので、基本的にはこのワーキンググループでなくて別のワーキンググループの中でご議論いただく内容になってございますので、こちらでは説明を割愛させていただきたいというふうに思いますが、16ページ目、17ページ目では荷主の定義の見直し、また、17ページ目では準荷主というものを、荷受け側を新たに定義することによりまして、貨物輸送全体の効率化を目指していこうというふうな法改正を行わせていただきたいというふうに考えてございます。

18ページ目でございますけれども、省エネ法の改正と支援策の強化の組み合わせによる省エネの推進というところで、今回、先ほど申し上げた連携省エネルギー計画というものを国が認定する制度を設けることにしましたが、先ほど申し上げたとおり、その連携省エネルギー計画に基づく省エネルギー量の分配というものを国に報告をいただくわけなんですけれども、それだけではなかなか企業の方々も、この複数企業の連携というところから乗り出すことが難しいという会社さんもいらっしゃるということで、規制法の考え方を考えるだけのみならず、支援策というものをセットで講じる、措置をさせていただくことによりまして、この連携した取組というものを進めていきたい、ひいては大きな設備投資というものを促していきたいというふうに考えておりまして、今回、法改正とともに税制または継続として補助金等の支援策というものを講じさせていただくということを記載をさせていただいております。

19ページ目でございますが、今後のスケジュールといたしましては、6月13日に法律が公布されまして、ここから6カ月を超えない範囲で改正法及び関係法令を施行していくということになりますので、12月13日というものが一つの期限ということになっておりますので、今後その12月13日までに、しっかりとこの関係法令というのを公の場でご議論させていただきまして、またパブリックコメント等で国民の皆様のご意見を頂戴しまして、この施行というものを進めていきたいというふうに考えてございます。

その中で、連携省エネルギー計画及び認定管理統括事業者制度というものに関しましては、法律が施行する前から準備行為という形で事前に申請をいただくことが可能となっておりますので、こちらのほうにつきましても、どういったものが連携省エネルギー計画として認められるのか、また認定管理統括事業者の要件として認められるものはどういうものなのかというところを早期にお示しをさせていただきまして、そういった取組を、複数事業者による連携の取組というのを促していきたいというふうに考えてございます。

20ページ目は現行法の説明になっておりますし、21ページ目は工場等判断基準の概要ということになっておりますので、私の説明は以上です。

○川瀬座長

ありがとうございます。

資料3のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律等についてという資料についての説明、内容についてご説明をいただきました。

ただいまのご説明に対して、ご質問あるいはご意見がある方はネームプレートを立てていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

辰巳委員お願いします。

○辰巳委員

何か1人ですみません。数値的なことは全然わからないんですけども、今回のここで検討する話ではないのかもしれませんが、例えばAIやIoTのIT技術を使って連携しながら省エネを図っていくというお話があったときに、各現場の人たちはすごく省力、省エネ化されるかもしれませんが、例えばそのサーバーを持っているとか、その関係者のところでも増エネになるんじゃないのかみたいな感じを何となく想像するんです。だから、その数値的な裏づけがあるわけじゃないから何ともわからないんですけども、そういうふうなことを私なんかは想像してしまうので、今回の連携という話はちょっと違うのかもしれないんですけども、どこかに省エネした分が移転するというふうなことというのは起こらないということによろしいでしょうかというふうなことを伺いたいと思います。

○川瀬座長

難しい質問ですが、いかがでしょう。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。おっしゃるとおりですね。AI、IoT化していくと、どんどん情報技術というのが進展していったら、おっしゃるとおり例えばサーバー間の連携といいますか、やりとりというのがふえますので、エネルギー消費の増加というところが起こる可能性があるというふうに認識をしております。なので、そのエネルギー消費がふえる分、生産活動としては、このサーバーを運営されている会社さんも稼働率としては上がってくるということになりますので、それはエネルギーはふえているかもしれませんが、それに伴う生産性というのが上がっているというふうに考えることができれば、それ自体もエネルギー効率の改善というものには資しているのかなというふうには思いますが、他方でやっぱり負荷が大きくなり過ぎるとエネルギー消費の増加というところになってきますので、そこにつきましては、私どももそういった分野の省エネというのもしっかりとあわせて検討していかないといけないのかなというふうに考えております。

○川瀬座長

よろしいでしょうか。ビルの省エネで、クラウド化によって省エネするというのは最近省エネ項目として挙げられるようになりましたが、クラウド化すると、そのデータセンターの省エネ効率は上がってきているので、企業内でデータ処理するよりもエネルギー消費は減ると言われていますね。ということでよろしいでしょうか。

山下委員、お願いします。

○山下委員

ありがとうございます。連携省エネルギー計画についてですが、恐らく様々な事例がありまして、やや判断に迷う場合ですとか、そもそもその事業者がこれでよかろうと思ったものが本当にそれでよいのかどうか判断が必要だったりということで、少し最初の時点では色々な例が出てくるとともに、検討する必要があることが出てくるかと思います。具体的にはこの制度を19年度から導入するというですと、既にお話はされているのかもしれませんが、タイミングとしてはどのように、これで良いという判断をしながら出していただくか？手続的にはどうなるのかが、少し見えなかったので教えていただきたいと思います。それから、もう全ての対象となる事業者の皆様にも周知されていて、準備が整っているのか、講習会のようなものをされるのか、窓口のようなものを設けられるのか、相談できるのかといったところを少し追加的にご説明いただければと思います。

○川瀬座長

後からまた議論が出てきますが、山下委員は早目に退席したいということですので、今答えていただけますでしょうか。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。資料4のほうで少し補足的に説明しようと思っていましたけれども、今、山下委員のほうからご指摘をいただきましたので簡単に申し上げておきますと、まず手続的な話としまして、おっしゃるとおりこの連携省エネルギー計画というものが、まずどういうものが認められるのかというのは非常に事業者の方々、判断に迷われるところがあるだろうなと思っておりますので、参考資料とかにも用意させていただいているんですが、連携省エネルギー計画の作成のための指針というものを作成をさせていただきまして、まず連携省エネルギー計画として認定されるものについて、どういうものなのかというのを国としてちゃんとお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

他方で、今回の連携省エネルギー計画の認定制度というのは、その承認取組を事業者から、またこの数事業者にまたがって行われる方々の取組を積極的に認めていこうというものですので、可能な限り柔軟に制度としては対応していきたいなというふうには思っておるんですけども、どうしても、例えば1事業者に全てのエネルギー量を寄せてしまって自分が省エネしたとか、ある種合理的に見てこれは連携とは言えないだろうというものに関しましては、それは認定をすることは国としてはできませんので、そういった点も含めて、今後、本省の説明会であったり、あとは地方の経済産業局にも一体的にこの執行を担っていただくということもありますので、私ども本省の説明会及び経済産業局の皆様が行われている説明会の中でご説明をしっかりと尽くせるように準備をしまいたいなというふうに考えています。

○山下委員

ありがとうございます。省エネルギー法の本来の精神である、柔軟にそして支援することも念頭にやっていくという考え方が活かされるということで理解をいたしました。脱炭素化をしつつも経済成長をして、環境対策をして、3Eですからもう1つはエネルギー安全保障に目配りをするという日本独特の課題が、実際には国際的にも広く課題になりつつある中で、相当進んで、踏み込んだ取組になりつつあると認識いたしましたので、絵に描いた餅にならないよう、しっかりと皆様がよい取組として受け取って、普及していくことを切に願います。

○川瀬座長

いかがでしょう。ほかにごありますか。

そうしますと、今の質問に関連する連携省エネが、次の議題になっていますので、資料4の連携エネルギー計画の認定制度について事務局から説明をお願いいたします。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。

資料4をお開きいただければと思います。

先ほど山下委員のほうからご質問のあった連携省エネルギー計画の認定制度につきまして、少し細かい内容も含めてになりますが、ご説明を差し上げられればと思います。

1ページ目、おめくりいただきますと、先ほどの資料の3で出てきました連携省エネルギー計画の認定制度の創設というものの図が出てきております。

先ほど申し上げましたとおり、現行省エネ法におきましては、事業者ごとのエネルギー消費量に基づいて、定期報告等を通じて評価をさせていただいているということになってございますけれども、今回の改正法におきましては、その複数事業者で行った取組というものを、この連携省エネルギー計画という形で国に提出をいただければ、その複数の事業者でエネルギーを使ったものを例えば分配するとかいうことを認めて、その複数の事業者で生まれた省エネ量を適切に分配をするということをお認めしていきたいなというふうに考えております。

例えば、ケースの1番で申し上げますと、このA社とB社というのがあったときに、この上工程をA社が廃止をして、B社に上行程を統合集約をしていく。また、B社から上工程でつくられたこの半製品というものが下行程に供給をされて、生産量としてはA社、B社ともに維持ができているという、ある種1つの仮定を置いてモデルを組んでおりますけれども、この生産単位、生産品の1単位当たりのエネルギー使用量というものを比べていくと、A社はこの上工程の部分が廃止されたことによって全体のエネルギー使用量がトータルで減っておりますので、1生産量当たりのエネルギー生産性というのが上がっているだろうということで、エネルギー生産性が上が

っているということで省エネという評価になります。B社のほうにつきましては、A社の分のエネルギー消費量というのを引き受けたという形になっておりますので、スケールメリットは働くものの、この上工程で使ったエネルギー量をB社単独で使っているときより減らすことはなかなか難しいのではないかと考えてみると、エネルギー生産性というもので見ると、B社はエネルギーが増加している、増エネという評価になってしまうのかなというふうに考えております。

なので、今申し上げましたとおり、B社に統合集約をすることによって設備の大規模化、またエネルギー生産性の向上というものがこの上行程において見込まれますので、本来であれば、例えばA社、B社それぞれ100ずつのエネルギーを使っていたときに、合計200のエネルギーを使っていました。A社で上工程を廃止してゼロになったというふうなケースであれば、B社に統合集約するので、本来であればエネルギー消費は200になるんですが、この設備の大規模化が統合集約することによってできますので、例えば従来より比べて20減って180のエネルギーで、この上工程での半製品をつくることができるというふうなケースを想定したときに、もともと各社でやっていた取組から比べると20の省エネ量が生まれています。

この省エネ量をうまく分配してあげて、本来であれば上工程A社はゼロ、B社180なので、そのまま使ったエネルギー量を報告いただくというのが省エネ法で求められておりますけれども、このエネルギー量、例えば180を仮に半分半分に分配をして、それをA社、B社で使ったエネルギーというふうに見なすことができれば、もともとの使っているエネルギー量から比べると、A社、B社ともに100から90になったということで、エネルギー量が減りましたね。生産量が変わらないということであれば、基本的にはA社、B社が両社ともにこの生産性としては向上しているというふうに評価できるということで、こういった報告を可能にするということがまず1つでございます。

ケース2につきましては、サプライチェーン連携による最適化ということで、流通サービス業で、例えばC社がメーカー、D社が小売というふうなケースを考えたときに、食品をD社に卸しているというふうなケースで、もともとお互いの需要予測の共有というものがなければ、C社は需要数がわからないまま食品を生産してしまいますので、D社から、例えば、「きょうはそんなに要らないよ」と言われてしまうと生産ロスが発生してしまう、無駄なエネルギーが生じてしてしまうということになります。

D社におきましても、C社から一定程度の生産品、食品というのを引き受けておりますので、食品がロスしてしまう可能性があるということで、そのC社とD社がサプライチェーン間で連携をすることによって、例えば食品であれば、その来店客数というのは気象によって相当大きく左

右されますので、気象情報に基づく例えば需要予測の共有ということでシステムをC社、D社の間で導入をしたときに、C社、D社それぞれその生産ロスであったり食品ロスが削減できるということを考えれば、C社は省エネ、D社は省エネということで、両社省エネにはなるんですけども、その省エネの分担、分配の割合は、C社のほうが、例えばメーカーですので省エネ量が大きかったというふうなケースを考えると、このD社がシステムに投資をするインセンティブというのが余らないということになりますので、ここの2つの省エネ量の分配というのをうまくできれば、実際にはC社、D社のD社のほうは余りメリットがなかったところが、省エネ法の定期報告上も評価が得られるということで、メリットが出てくるのではないかというふうに考えてございます。

ケースの3は貨物輸送に係るところなので、今回説明は割愛させていただきますけれども、共同輸配送というものをすることによって、今、下でいうE社とF社それぞれにメリットが出てくる可能性があるということで、こちらも連携省エネルギー計画というものが適用できる可能性があるのではないかというふうに考えております。

2ページ目でございますけれども、法文の内容を書かせていただいているので、ちょっと難しい内容を書いておりますけれども、今回、連携省エネルギー計画の認定というものをさせていただくわけなんですけれども、第46条におきまして、まず工場等を設置している人がほかの工場等を設置している人と連携して、その工場等におけるエネルギーの使用の合理化、省エネを推進する場合には、共同、2社以上で連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置というものに関する計画を作成をしていただいて、その作成していただく様式というものに関しましては、その後ろに書いている経済産業省令で定めるところによって、これを経済産業大臣に提出をいただいて、その連携省エネルギー計画が適当である旨の認定を受けることができるというふうな制度を構築したいというふうに思っております。

1つ机上に、連携省エネルギー計画の認定の申請書というものをイメージとして、皆様におわかりやすいように、様式につきましてはblankになっておりますけれども、連携省エネルギー計画認定申請書という形で、表紙に代表申請者、共同申請者という形でその連携、複数事業者ですね。これは2社以上ですので、共同申請者がさらにふえてくる可能性がありますけれども、この代表申請者と共同申請者が、この申請者として国に計画を出していただくということになっていきます。

その申請書の中には、先ほどのパワーポイントの2ページ目に書いております漢数字の一、二、三というものの内容を少なくとも入れていただく必要があります。

その1つ目としましては、連携省エネルギー措置の目標。2つ目としましては、連携省エネ

ギー措置の内容及び実施期間。3つ目としましては、ちょっと長いですがけれども後ろの2行、当該連携省エネルギー措置に関して、それぞれ使用したこととされるエネルギー量の算出の方法というものを記載をしていただく形になります。

この内容につきましては、この申請書の中に記載をしていただくところの欄をそれぞれ設けさせていただいております。2、3、4、5というもので、3ページ目のところでございますけれども、それぞれ措置の目標であったり内容、また、実施場所、実施期間、エネルギー算出の方法というものを記載をいただく形になっております。

この申請書をつくっていただくに当たりまして、こういった考え方でつくってくださいということを、算用数字の3番のところ、経済産業大臣が連携省エネルギー計画の的確な作成に資するため必要な指針というものを定めて、これを公表するものとするというふうに書いておまして、その指針の現状の案が、この連携省エネルギー計画の作成のための指針の案というものになっておまして、その1、2にこの連携省エネルギー措置の目標に関する事項であったり、内容及び実施期間に関する事項であったりというところの少し考え方、もしくは、こういったものはだめですよということで、認められない事項というものを記載させていただいたりということで、指針の中に盛り込ませていただいているということになってございます。

本日ご説明を差し上げる内容につきましては、特に46条の第2項の三番の連携省エネルギー措置に関して、それぞれ使用したこととされるエネルギー量の算出の方法というところの考え方で、ケースを幾つか想定をしましてモデルをつくっておりますので、そちらにつきましてご説明を差し上げられればというふうに思います。

資料3ページ目をおめくりいただきますと、まずケース1番のような連携省エネルギー計画というものが例えば出てきたときに、工程の集約のケースの例ということで、このエネルギーの使用量を半製品の供給量比で案分をするということで書いております。

今この両社ともに都市ガス、産業用蒸気、電気というものを使っているというケースで、このAとBがそれぞれ一部を切り出して工程集約をしたというところで、それぞれA社、B社、切り出したところが蒸気を足すと1,500、電気を足すと800のところを工程集約して、規模の経済性が働くことによってその合理化ができたというところでケースを想定しております。

4ページ目でございますけれども、その合理化したもの、1,200ギガジュールと60万キロワットアワーというものを、先ほど申し上げた半製品というものの供給量比、A社、B社の下工程に出す製品比で割ったときに、この1,200と60万キロワットアワーというものを、例えばA社、B社がそれぞれ600、1,200の供給を受けたとすると、エネルギー量はそれを1対2で分配をしますというふうになれば、そのもともとの1,200ギガジュール、60万キロワットアワーを1対2で分配をし

ます。その分配したものをこの連携措置を勘案する前の左側のところから右側に分配を適切にすると、右側の連携措置の勘案後の数字になるということでございます。

それを見ていただきますと、A社につきましては、連携措置の勘案前から比較してエネルギーがふえている。Bについてはエネルギーが減っているということになっておりますけれども、Aはもともと6,240ギガジュールのエネルギーを連携をする前には使っておりましたので、そこで合理化の効果が生まれている。B社については、もともと1社で生産しているときには9,696ギガジュール使っておりましたので、かなりの省エネ量が出ているということで、この連携省エネルギー計画というのをを出していただければ両者ともにメリットがある形になります。

5ページ目、熱源集約のケースの例というところでございますけれども、個別のボイラーを廃止をしてコージェネレーションの大規模設備に集約をするというケースを考えております。もともと連携省エネ措置をする前は左側、連携措置をすると右側ということになります。

この都市ガスのところにちょっと注目をして見ていただきますと、A社、B社単独で使っているときには、A社は120、B社については24万立米の都市ガスを使っていたところから、コージェネ設備に統合集約すると30万立米ということになりますので、6万立米分この連携をすることによって都市ガスの投入量が減っているということになっております。

これを、熱源集約することによって得られた効果を適切に分配していくために、この一次エネルギーの使用量の実績、実際の使用量というものを踏まえて案分するというところで、6ページ目でございますけれども、実際にA社とB社の使用実績が例えば1対2になっていたとすると、この30万立米という数字を1対2に案分するということを考えれば、A社10万立米、B社20万立米というものを連携省エネルギー措置で勘案をしてあげれば、このA社、B社ともにこの連携措置の勘案前から比べて省エネになったというふうな報告ができるのかなというふうに考えております。

あくまでもこれは代表ケースですので、先ほど山下委員からご指摘がありました、いろいろなケースが想定されると思いますけれども、今私たちとして把握ができていて、こういうふうな形で分配できるのではないかというケースをお示しをさせていただいたものになります。

説明が長くなりましたが、以上になります。

○川瀬座長

ありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご意見、ご質問ある方はネームプレートを立てていただきたいと思います。 辰巳委員、お願いします。

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

先ほどの山下さんのご質問の中に含まれるのかもしれないんですけども、複数社、だから1社1社の2社、A社、B社とかいろんな事例を挙げてくださったんですけども、例えばそのサプライチェーンなんかを考えたときには、1社が親がいて、下のサプライが物すごいサプライヤーがいたときに、何かそういうふうなというのは想定したときに可能なかどうか。今ここで例が挙がっているのは、小売事業者が自分たちが販売する商品の事業者との連携という事例があったんですけども、小売事業者はたくさんの商品を扱っているわけで、そういうのがうまくできるのかなというので、ちょっと何となく不安があったもので、ご説明をもう少しよろしく願います。

○川瀬座長

いかがでしょうか。

○吉川課長補佐

今の分配の例につきましては、一応プロジェクトごとといいますか、実際に、例えばこの場合であれば設備を統合集約したというプロジェクトを1つと考えたときに、そこにかかわるエネルギーというものを分配することを認める制度ですので、それが複数になったとしても、例えばその統合集約する設備が別であれば、そこにかかわるエネルギー量を切り取っていただいて、その中で連携を考えていただくということは可能なかなと思いますので、1社に対して複数社と連携するというのも、実際にはこの連携省エネルギー計画の中では想定をしています。

○川瀬座長

よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

花形委員、お願いします。

○花形委員

ありがとうございます。1点確認させていただきたいのですが、認定申請書の5番のエネルギー算出の方法につきまして、今ご説明があった例では、算出方法は半製品の量によって按分するのがルールだと思うのですが、このルールは認定省エネを行っている間はずっと変わらないということでしょうか。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。基本的には、算出の方法については数字の比まで出すことは難しいと思うんですけども、今申し上げたような、例えば半製品の比で案分しますであるとか、例えば使用実績に基づいて案分をしますと。実績が出てきた段階で、その数字で案分をしていただ

くこととなりますので、例えば、半製品の供給比で案分するという考え方ですらも変えたいということになれば、それは変更の申請を出していただくを得ないのかなど。

私たちも、その算出の方法がどういうものかというものも含めてちゃんと認定をすることになりますので、この案分の仕方を変えるということについては変更の計画を出していただく必要があります。

○花形委員

按分の仕方はわかりました。例えば、そのベースとなるパラメータは変えないものの、その比率が変わるという場合や事業環境が変わってしまう場合といったケースではどうなのでしょう。

○吉川課長補佐

基本的には考え方で案分をしていただいているので、例えば一番最後の実績、年度末が締まって実績が出てきたときに、その実績量比で案分をしていただくこととなります。なので、もし例えばその案分の比が余りにもアンバランスだったとすると、別の案分の方法というものを変更として出していただくことは認めることはできますけれども、実際にその計画を変更しないのであれば、そのアンバランスなままでの案分ということにはなりません。

○花形委員

わかりました。

○川瀬座長

どうもありがとうございました。

いかがでしょう。次の議題に進んでよろしいでしょうか。

それでは、資料5を見ていただきたいと思います。認定管理統括事業者制度について、事務局、お願いいたします。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。資料5を開いていただければと思います。

認定管理統括事業者制度についてということで、1ページ目をおめくりいただきますと、これも先ほど資料3でご説明を差し上げましたとおり、このグループ単位で省エネを進めていくというところにつきまして今回制度措置をさせていただくということになるんですけども、この認定管理統括事業者、また、この場合であれば改正法のところで下にあります小会社を管理関係事業者というふうに呼んでおりますけれども、この親会社と子会社、関連会社の関係というものをどういうふうに定義をするのか、どういうものがこの認定をされるのかというところの要件を定める必要がございます、それが2ページ目、ちょっとこちらも法文になってしまっていて恐縮なんですがございますけれども、この認定管理統括事業者としまして、この法律の第29条に今回定義を置

かせていただくことにしましたが、この29条の中で、下の下位法令で決めないといけないことが幾つかございます。

29条を読んでいただきますと、工場等を設置している者は、みずからが発行済株式の全部を有する株式会社、これは完全子会社という形で100%株式を持っている会社というのは、基本的には意思決定権とかが親会社にあるようなケースというものの代表格なのかなと思っておりますが、その完全子会社その他の当該工場等を設置している者と密接な関係を有する者として経済産業省令で定める者であってということで、この完全子会社のほかにも、親会社と密接な関係を有するということ所で定義を決めないといけないということで、経済産業省令の中で定めていくこととなります。

また、その下にいきまして、工場等を設置している者と一体的に工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、経済産業省令、これは様式で定めるところによって、次の各号のいずれにも適していることについて経済産業大臣の認定を受けることができるということで、申請書につきましては、認定管理統括事業者に係る認定申請書というものをイメージとしまして紙で配布をさせていただいておりますけれども、この認定申請書を出していただいて、この認定を受けることができるということになります。

その中で、先ほど申し上げた、次の各号のいずれにも適合していることについてということで、一番と二番の両者に適合していることが必要になります。

1つ目が、その認定の申請に係る密接関係者と、この一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置、この省エネの措置を統括して管理している者として、経済産業省令で定める要件に該当する者であることということで、この密接関係者と一体的にこの省エネ取組というのを行っていることが必要であるということが書かれています。それを省令の要件として定める必要があります。

なので、29条の密接な関係を有する者として、完全子会社以外の人というので、どういう密接な関係を有しているのかというところを定義することが必要であるということと、省エネ取組を一体的に行っているというところについての要件の設定というのが必要になります。

二番のところにつきましては、これはエネルギー量の使用量が幾ら以上になっているということで、今で申し上げますと、特定事業者であれば1,500キロリットル以上使っていることが必要ということになりますので、基本的にはこの認定管理統括事業者と管理関係事業者が合わせて1,500キロリットル以上使っているということで、その条件に該当していればこの認定を受けることができるということになっております。

今、赤字で書いたところのこの2つの要件についての考え方につきまして、3ページ目以降に

記載をしておりますけれども、今回、まず密接関係者という形で資本関係のようなものを考えたときに、今回、改正法の第29条第1項で言う「経済産業省令で定める者」というのは、子会社、関連会社及びこれらの会社、子会社、関連会社と同等の関係を有する会社等とするということにしたいというふうに思っています。それを、関係性というところにつきまして、子会社、関連会社というのは、会社法であったり、その関連会社については財務諸表等施行規則というものの省令の中で決まっているものがありまして、例えば子会社、会社法の中で決まっているものとしましては、法律の中では、「会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。」その省令というのが下に書いているものになっていて、2行目のところを見ていただくと、「他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している」ということで、親会社と子会社の関係が、子会社がその財務とか事業の方針の決定というものを親会社に支配されているような会社のことを子会社と言うというふうに書いていますので、先ほど申し上げたとおり、その省エネ取組を一体的にするに当たって、親会社がこの子会社に対してのある種発言権といえますか、決定権というのを持っているというふうに言えるのかなというふうに思っています。

関連会社につきましては、ちょっと長いんですけども、財務諸表等施行規則の2行目の後段のところから見ますと、「子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。」と、子会社以外の会社で、この財務及び営業または事業の方針の決定に対して、親会社からこの重要な決定を与えられる会社というのが関連会社ということになりますので、子会社よりは、その意思決定権というのは、親会社は弱いというふうに考えられますけれども、関連会社もこの重要な影響を与えられ得る主体であるというふうに考えますと、関連会社まで読み込んでよろしいのかなと思います。

これらの会社と同等の関係を有する会社等ということで、冒頭ご説明さしあげましたが、今回、この株式会社並びで見ますと、この子会社、関連会社というのが出てくるんですけども、それ以外にも、株式関係等ではなくて、例えば組合の関係であったりとか、自治体の関係であったりとかというところで、必ずしも資本関係以外のところの密接性というのも認められ得るのかなというふうに思いますので、そういったものも認めていく観点から、この「会社等」というもので読み込みを行わせていただきたいというふうに考えています。

4ページ目でございますけれども、改正法29条第1項第1号の「経済産業省令で定める要件に該当する者」についてということで、そのエネルギー管理を一体的に行っている者として定義しないといけないものということで、この29条第1項第1号の要件としましては、先ほど申し上げ

たこの密接関係者、子会社であったり関連会社との間にエネルギー管理等に関する取り決めを行っている者とする。その取り決めの内容も具体的に決めていきたいというふうに思っておりまして、取り決めには、下のところですね、以下の内容を全て含むこととする。

なお、当該取り決めというものは、基本的には書面化されたものを前提としたいというふうに思っておりまして、書面化されたものについては、この申請書に添付して国に提出をいただきたいというふうに思っております。

その①から③の中で、①工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針、②エネルギーの使用の合理化を行うための体制、③エネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法ということで、基本的には、これらは工場等判断基準の中で記載をされている省エネ取組を行っていく上で必要最低限の内容だと思っておりますし、これらを親会社、子会社、関連会社との間でしっかりと書面化された取り決めとして交わしていることということを要件にしたいというふうに思っております。

説明は以上になります。

○川瀬座長

ありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご質問、ご意見あれば、ネームプレートを立てていただきたいと思えます。

花形委員、お願いします。

○花形委員

ありがとうございます。

認定管理統括事業者制度におきまして、昨年このワーキングで審議されました判断基準との関係で、今回は判断基準がどのように適用されるのか、その適用の単位について教えていただきたいと思えます。つまり、ただ今ご説明されました認定されたグループ会社の場合に、判断基準は新たなグループ全体を1つの事業者として適用されるのか、あるいは、親会社、子会社等それぞれに対して、個社単位で適用されるのか、まずどちらになるのか教えていただきたいと思えます。

○川瀬座長

いかがでしょう。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。今の判断基準につきましては、基本的には工場等を設置している者に対する判断の基準ということになりますので、基本的にその判断基準自体は、その管理関係事業者、すみません、子会社、関連会社も含めてかかることにはなりますけれども、私たちとしま

しては、その定期報告の中でその判断基準遵守状況等を確認することになっておりますけれども、その遵守状況については、基本的にはグループ全体でしっかりとその判断基準が遵守されているかどうかというところを確認していくということになります。

○花形委員

そうすると、現状の判断基準は全ての事業者に対して規定されていますけれども、今回の認定管理統括事業者制度に入ったグループ企業については、認定管理統括事業者に該当する事業者は、この下の管理関係事業者も含むと、こういうふうに読みかえるということでしょうか。

○吉川課長補佐

今の判断基準としては、基本的にはこの工場または事務所、その他の事業場においてエネルギーを使用して事業を行う者に対してのこの判断の基準になっているので、判断基準の適用については、これは個社ごとにかかるんですけども、私たちが確認をする定期報告等において報告をいただくものは、基本的にはグループ一体として報告をいただく。

なので、管理関係事業者がその判断基準を守らなくていいということではなくて、判断基準をしっかり守っていただくんですけども、報告としてはグループ全体でしっかりとその判断基準というのが守られているかどうかというのを確認していくということになります。

○花形委員

わかりました。それでは、判断基準はいずれにしても個社ごとに適用され、子会社にも1社ずつかかるという認識で宜しいでしょうか。

○吉川課長補佐

はい、おっしゃるとおりです。

○花形委員

わかりました。はい、承知しました。

○川瀬座長

よろしいでしょうか。

山下委員お願いします。

○山下委員

最初の質問としては、実はスケジュールの関連もあったのですが、先ほどから書式を説明いただいてようやくわかったかなと思いました。まずは省令が公布されて、その後に申請をして、そして施行と同時に認定がされて、その後もし仮に方法に変更があったら変更届けを出すというのが連携省エネルギー計画についてのスケジュールだと理解すればよろしいでしょうか。

○川瀬座長

質問ですね。

○吉川課長補佐

はい、申しわけありません。資料3に書いてあったのを、今そう説明していただいたところですね。

○山下委員

ごめんなさい、資料を1個戻るんですけども。

○吉川課長補佐

はい、おっしゃるとおりです。基本的に、そうですね。指針であるとか省令の様式を決めないと事業者さんからの申請ができないということになりますので、すみません、その説明が漏れておりましたけれども、今、山下さんがおっしゃっていただいたとおりでございます。

○山下委員

そういたしますと、11月ごろまでにその省令が公布されて、皆様が申請することができて、施行されたと同時に認定されるわけですが、手法について何か変更があったときは、たとえまだ年度が始まっていなくても、その時点から変更届けも利用が可能で、計算方法でどの半製品の生産量で割り戻すのかどうかといったような手法についても、工場等ですと7月末と書いてありますけれども、7月頃実際の計画を出すまでには変更が可能と、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○吉川課長補佐

はい、おっしゃるとおりです。

○山下委員

ありがとうございます。私の質問の趣旨はそうございました。

○川瀬座長

いかがでしょう。

花形委員。

○花形委員

先ほどの件に関係してもう一度確認させていただきたいのですが、現行の判断基準で、昨年ここで審議された責任者等の配置について、現行の判断基準では、責任者はその特定事業者及び特定連鎖化事業者にあつてはエネルギー管理統括者、等々となっていますが、今回の新たなグループ企業の場合には、今の例ですと、子会社Aと関連会社Bはどちらも1,500以上で特定事業者ですが、特定事業者であるもののエネルギー管理統括者を置かなくていいですよ、ということになると、この責任者というのはどういう人を置いたらいいのでしょうか。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。先ほどちょっと説明をしなかったんですけども、この判断基準につきましても、おっしゃるとおり、今、現行法で想定をされている特定事業者と特定連鎖化事業者の規定しか今書いていないので、これは認定管理統括事業者を加える必要があつて、認定管理統括事業者のエネルギー管理統括者が責任者になるということになります。

○花形委員

わかりました。ということは、判断基準の改正があるということですか。

○吉川課長補佐

少なくともハネによる改正はあり得る。あります。

○川瀬座長

よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは資料6、長期計画の提出頻度の軽減について、事務局から最初に説明をお願いいたします。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。資料6を開いていただければというふうに思います。

改正省エネ法における中長期計画ということで、中長期的な計画の作成を毎年度、これまで特定事業者または特定連鎖化事業者の方々をお願いをしてきました。

今回、資料1ページ目をおめくりいただきますと、今赤字になっているところがこれまで「毎年度」という形になっていたんですけども、今回、法改正によって、第15条の中長期的な計画の作成につきましては経済産業省令で定めるところ、様式で定めるところによって「定期に」という文言に変わりました報告を、中長期的な計画を作成をしていただいて、提出をしていただくことが必要になります。

この「定期に」というところの考え方をどう考えるのかということで、基本的に私どもはこの中長期計画というのも、一つ事業者さんの中長期的な省エネ取組というのを知る上で非常に重要なものであるということですので、基本的にはこの毎年度出していただくということは原則だとは思っているんですけども、優良事業者の方に限っては、実際に国が認めたこの制度の中で優良であるということ判定できれば、その方々の細かい省エネ取組まで捕捉をして、その取組をウオッチしていく必要はないのではないかと。一回、中長期的にこういった計画で、「自分は省エネ取組を進めていきます」ということがある程度わかれば、そこは義務負担の軽減というののもや

っていいんじゃないかということで、考え方をちょっと整理をさせていただきました。

2ページ目でございますけれども、今現行でS・A・B・Cのクラス分け評価制度というものを平成28年度、27年度の定期報告から採用させていただいてございます。それは工場等規制において行わせていただいております、そのS・A・B・Cの評価で、このSを取ると省エネの優良事業者ということで国が認めたということになるんですけれども、直近過去2年度以上連続でS評価の場合には翌年度以降、この最後に提出した中長期計画の計画期間において、その中ではS評価を継続している限りにおいて中長期計画の提出を免除するというので、ちょっと日本語としては、すみません、わかりづらいんですけれども、このケース1番ですね、2019年度にこの中長期計画というものの提出頻度の軽減という措置を受けたいと思った事業者さんが例えばいたときに、2018年度はS評価だった。エネルギー消費原単位1%の低減ができていたか、もしくはベンチマーク制度のベンチマーク目標を達成できていたということでS評価を受けていたと。2019年度にその定期報告を提出する際に、その両者のいずれかを自社が達成するということが例えばわかった、そういうことが判明した場合に、自社でその複数年度の計画を例えば出して、その提出頻度の軽減、中長期計画の提出免除というのを受けたいという事業者さんが仮に例えばいたとしたら、その2019年度に出していただく計画に、例えば今回、計画期間3年と書いておりますけれども、2019年度、20年度、21年度の取組というものを記載をいただいて、その2019、20、21の期間全てでS評価というものを継続できていけば、その中長期計画書の提出は免除をしたいというふうに考えてございます。

なので、2018、19で連続S評価を取れば、その提出頻度の軽減、中長期計画書の提出の免除というのを受ける権利を与えられて、その計画期間が例えば3年であれば、19年度に3年間の計画を提出いただいて、20、21は免除になります。

計画期間が終われば、その計画自体が終わっていることになりますので、22年度にはまた新たな計画を提出をいただいて、この場合、また要望があれば、2年以上連続でSをとっていただいていますので、その計画期間、最大で基本的には5年ということは今想定をしておりますけれども、その最大5年の中で免除を受けることができるというふうにしたいというふうに思っております。

ケース2番につきましては、このS評価が取れなくなった場合ということ想定していますが、2019年度にこの中長期計画の免除というのを受けたいということで提出をいただいたときに、2020年度はSを継続できたのでここは免除ということになりますが、21年度に評価がAに落ちてしまったということになった場合には、このS評価の維持ができておりませんので、ここの段階でもう一度、計画期間は19年度に出していただいたのは3年間の計画なんですけれども、2021年

度においても一度ちゃんと自社の取組を見直していただいて、中長期計画をもう一度出していただくということをしていただきたいというふうに思っております。

この場合、2022年度をSに戻したとしても、これは2年間連続Sの要件を満たしていませんので、2023年度にまたSを連続して取ることができれば、そこからまたこの中長期計画書の提出免除というものの権利を得ることができるということになります。

3ページ目は、S・A・B・C評価制度の説明というのがなじみがない方がいらっしゃるごときの参考資料としてつけさせていただいております。Sクラスの要件としては、先ほど申し上げました努力目標というエネルギー消費原単位1%の低減か、ベンチマーク目標の達成をできている方についてはSクラスということになります。

私からの説明は以上になります。

○川瀬座長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問ある方は、ネームプレートを立てていただきたいと思います。

花形委員、お願いします。

○花形委員

ありがとうございます。

2年連続でS評価の事業者さんが中長期計画を提出しなくて良いという権利が発生するということは、効率化の面から非常によろしいかなと私も思っております。

ただ、1点ご質問させていただきたいのが、この2年連続、SSクラスさんと呼ばせていただきますと、そのSSクラスさんが他の施策による措置を受けようとする場合について確認させていただきたいのですが、例えばそのSSクラスの事業者さんが高度省エネルギー増進設備等を導入して税制上の優遇措置を受けるためには、その当該設備が中長期計画書の中に記載されているということが前提であると認識しています。SSクラスの事業者さんがこの税制上の優遇措置を受けようとした場合に、当該の設備が直近の中長期計画書、一番最後に出した中長期計画書の中に項目として入っていれば、ただいまのご説明で問題はないと思いますが、仮にもし記載されていなかった場合、または事業環境が変わってしまった場合などには、やはり当該の設備を含んだ中長期計画書を出さなければいけないというように認識してよろしいのでしょうか。

○川瀬座長

いかがでしょう。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。今のご指摘のとおりでして、これ自体が、例えば先ほどの2ページ目にちょっと戻っていただきますと、この2020年度、21年度のケース1番の場合において免除を受けることができるわけなんですけれども、ここは必ずしもそうしないといけないというわけではなくて、事業者さんが引き続き中長期計画書を何らかの理由で提出をされたいということであれば、そこは出していただくことは可能ですので、例えば何らか事業環境が変わったとか、投資計画が変わって新たな設備投資をされたいということであれば、その設備投資を記載をした中長期計画書を出していただくということをお願いしたいというふうに思います。

○花形委員

わかりました。ありがとうございます。

○川瀬座長

ほかにかがでしょうか。

オブザーバーの方も、こういった制度ができると関係する企業も多いと思いますけれども、何かご意見ございませんか。

そうしますと、資料6に対する質疑は終了ということにさせていただきたいと思います。

これで、きょう予定された審議事項は終わりということになります。きょうは活発にご議論いただきありがとうございました。

本日は、改正省エネ法関連の関係法令の整備に関する審議ということで、主に3つの具体的な改正内容についてご議論いただきました。事務局には、本日のご意見を踏まえて改正省エネ法に基づく各種の制度が事業者等の皆様にとって活用しやすいものになるように、引き続き検討を進めていただきたいと思います。

なお、議題3のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正に伴う関係法令の整備について、本日審議された内容に関しまして2日後に省エネルギー小委員会が予定されておりますが、そこでご報告させていただきたいと思います。

それでは、事務局より今後の予定について説明をお願いいたします。

○吉田省エネルギー課長

ご審議ありがとうございました。

今後のスケジュールでございます。

ただいま川瀬座長からもお話ございましたが、9月27日木曜日に省エネルギー小委員会が予定されております。本日ご審議いただきましたうち、連携省エネルギー計画の認定制度、認定管理統括事業者制度、中長期計画の提出頻度の軽減、こういった点につきまして、本日のご審議の内容を小委員会のほうにご報告させていただきたいと思います。

次回以降の本ワーキングにつきましては、ベンチマーク制度について検討を進めていただきたいと考えております。

日程については、現時点ではまだ未定でございますので、事務局から日程調整、ご連絡させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○川瀬座長

それでは、本日のワーキンググループはこれにて閉会させていただきます。

本日は、お忙しい中ありがとうございました。

——了——